

平成 28 年 12 月 20 日

宮城県環境生活部
再生可能エネルギー室長 殿

一般社団法人 日本風力発電協会
専務理事 中村 成人

「みやぎ洋上風力発電等導入研究会」の調査候補エリアに関する意見について

11月25日に開催された第2回研究会において、各委員へ意見及びコメントの照会がございましたので、可能な範囲での意見となりますが、添付の通り回答申し上げます。

尚、弊協会では 洋上風力導入推進・環境整備タスクフォース(洋上風力 TF) を設置しており、この洋上風力 TF にて洋上風力発電を実施するための基本的な諸条件を設定しています。今回の小職の意見もこの諸条件をベースとして作成しておりますので、ご参考までに下記いたします。

記

【風力発電事業を実施するための主な前提条件】

- ① 風況
 - ・ NEDO 風況マップ(高さ 70m)にて、年平均風速が 6.5m/s 以上であること。
- ② 基礎形式
 - ・ 現状の主流であり技術的に確立され経済性も確認されている着床式を前提とする。従って、事業エリアの水深は最大で 30～50m 以下が望ましい。
- ③ 設備容量
 - ・ 事業性を確保するために一定の事業規模が必要であり、10 万 kW(例：5MW x 20 基)以上とする。
- ④ 事業実施区域の面積
 - ・ 5MW/基を前提として、2,000ha(20km²)以上を想定(NEDO 着床式洋上風力発電導入ガイドブック(第一版)を参照)。
- ⑤ 海面・海域に関する制約
 - ・ 船舶の通航量が 31 隻/月以上の海域を除外する(海上保安庁・海洋台帳を参照)。
 - ・ 定置漁業権の設定された海域は除外する(各地自治体の例を参考としたが、地点ごとに状況が異なることから、十分な検討が必要である)。

尚、現状我が国においては、一般海域における占用許可の発給主体や条件を始めとする洋上風力発電の扱いに関する明確で統一された法律等の規則が設定されていない。このため、港湾区域外の一般海域における事業の実施には時間を要するものと思料する。

以上